

# センターからの

2022  
春号



# お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 ..... 086 (226) 0999  
津山分室 ..... 0868 (23) 1247

火曜日～日曜日 9:00～16:30

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188

(身近な消費生活相談窓口につながります。『188泣き寝入り』で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

ホームページ:<https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>  
Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

いよいよ4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます

## 18歳で成人になるってどんなんこと？

保護者の同意なくひとりで契約できる

→自由になんでもできるよ



ローンを組んで  
買い物をする



クレジットカード  
を作る



部屋を借りる

ポイント

- お互いの合意で契約は成立する
- 契約は自分勝手に取消しできない
- 未成年者取消権が使えなくなる

責任を負うのも自分自身

→こんなトラブルに遭うかも



多重債務に陥る



悪質事業者の  
ターゲットに

自分のことは自分で  
責任をもって  
決めることに  
なるんだね！



岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

きらめきプラザ5階

TEL 086 (226) 1019 (2022.3月発行)

## Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 18歳で成人になるってどんなんこと？
- 賃貸借契約のトラブルを防ぐために
- 電気の契約トラブル  
電力会社が替わってた！？
- 意図せぬ手数料が！  
クレジットの初期設定がリボ払いだった
- 「お試しエステ」のつもりが高額契約に
- 紙芝居「ももたのおかいもの」動画配信中
- 令和4年度消費生活講座ご案内

# 賃貸借契約のトラブルを防ぐために

## 部屋を借りるとき

### 物件探し（不動産会社に行く）

物件の条件を考えておく（利便性、家賃など重視するもの）

### 物件の見学

必ず現地に行って確認  
(設備の整備状況、交通、環境、安全性・利便施設等)

### 入居申し込み

キャンセル時の申込金や預かり金の返還についても確認

### 重要事項説明を受ける

物件状況や取引条件など重要事項の確認

### 契約

契約内容を理解・納得してから契約する

### 入居

貸主、不動産会社と借主が立ち会って傷や汚れを確認  
気になる傷や汚れは写真（日付入）を撮って記録

## 部屋を退去するとき

### 退去の申し出

退去申し出の時期を確認

### 明け渡し

貸主、不動産会社と借主が立ち会って傷や汚れを確認

- 不適切な手入れ、用法違反等による設備の毀損等は借主負担（原状回復義務）

（例）不注意による傷、たばこやペットによるにおいや傷、壁の釘穴など

- 通常使用による损耗や経年劣化は貸主負担

（例）畳、クロス、床材の変色、設備機器の通常使用による故障、家具の設置跡など

※国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」参照

## トラブル事例

- 一旦申し込みした物件をすぐにキャンセルしたのに、申込金を返してもらえなかった。
- 退去の際、入居時に既にあった傷や汚れの補修費用を請求された。
- 契約書の特約で、退去時のハウスクリーニングは借主負担となっていたため、退去の際、多額の清掃費を請求された。



- インターネット上の写真や情報だけで契約すると、部屋の広さが違う、隣が工場で騒音、振動が激しいなどのトラブルが！

- 申し込んだ物件をキャンセルしたとき、申込金などの返還についてトラブルになることが！

- 不明な点は遠慮なく確認を！  
重要事項説明は契約書とともに大変重要です

- 特約（更新料、ハウスクリーニング、鍵の取替、修繕の費用負担等）に注意！

- 借主に過度な負担を求める契約条件のものは退去時にトラブルになる可能性が！

- 入居時にあった傷か入居中に付けた傷かでトラブルになることが！

- 申し出が必要な時期や家賃の精算について契約書で確認を！

- 退去時、敷金返還や原状回復をめぐるトラブル多発！

# 電気の契約トラブル 電力会社が替わってた!?

## 事例

突然訪問してきた男性に、「マンション全体で電気の契約を変更している」「料金が安くなる」と言われ、現在契約している電力会社の変更プランだと思い、検針票を見せて、申込書に記入した。

後日、契約書が届き、はじめて別の電力会社と契約したことがわかった。

もとの電力会社との契約に戻したい。どうしたらよいか。

- 電気代が安くなると勧誘されても、安くなる理由や料金プラン、算定方法などをしっかり確認してよく検討することが必要です。
- 大手電力会社を名乗ったり、建物全体が契約変更するように勘違いさせるケースもみられます。
- 事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。
- 電力会社は、検針票に記載されている情報により契約を行っています。検針票の記載情報をもとに勝手に契約が変更されていたというケースもあります。安易に検針票を見せたり、記載情報は教えないようにしましょう。



# 意図せぬ手数料が! クレジットカードの初期設定がリボ払いだった

## 事例

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払い方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細を見て、手数料が取られており、リボ払いになっていたことに気付いた。

(当事者：学生女性)



- リボルビング払い（以下「リボ払い」という。）とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う、クレジットカードの支払い方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかります。購入した商品の支払残高が分かりにくく、支払いが長期化するなど注意も必要です。
- クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。分からぬ点はカード会社に説明を求めましょう。
- 利用明細を定期的に確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点があるときは、すぐにカード会社に問い合わせることも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

（独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第163号」より）

## ・消費生活相談事例・

### 「お試しエステ」のつもりが高額契約に

18歳の娘がインターネットで見つけた痩身エステティックサービス(以下「エステ」)店に行き「お試し」体験コースを受けた。体験後に「本コースを受けた方がいい」「このクリームと一緒に使うことで効果が増す」などと勧められ、断り切れずに痩身エステ20回分のコース10万円とクリーム5,000円を契約してしまった。(岡山市:女性)



### 消費者へのアドバイス

「初回無料」「キャンペーン中」などと勧誘されてお店へ出かけ、「チャンスは今だけ」とせかされて高額なエステの契約をしてしまい、トラブルになるケースが多い人に増えています。

エステを利用する場合は、事前にサービスの内容などの情報を集めて検討し、本当に必要な契約か冷静に考えるなどして、安易に高額な契約をしないようにしましょう。長期のコースは、途中でやめたくなったり、事情が変わり利用できなくなったりすることがあるので、慎重に検討しましょう。

エステ契約は、契約期間が1か月を超え、金額が5万円を超える場合は、法律で定められた書面を受け取つ

た日を含めて8日間は、クーリング・オフができます。クーリング・オフの期間が過ぎても契約期間内であれば、中途解約できる制度もあります。

未成年者が親権者の同意を得ずに、お小遣いの範囲の額を超える契約をした場合は、未成年者契約の取消しができます。ただし、2022年4月からは、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳になると未成年者契約の取消しができなくなりますので注意が必要です。

困ったときには、お住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン ☎188)に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

### 紙芝居「ももたのおかいもの」動画配信中

フリーアナウンサー 中村恵美さんが出演する消費者教育紙芝居「ももたのおかいもの」の動画を、YouTubeで配信しています。

紙芝居「ももたのおかいもの」 (8分35秒)

幼児期から契約に関するルールを理解するため、契約の基となる約束を守ることの大切さについて学びます。

やっぱりきまりは大事だね。  
大切なことは約束やきまりを守ることだね (抜粋)

制作協力：岡山県聴覚障害者センター



かみしばい はじまるよ～

### 令和4年度 消費生活講座

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。



回	日 時	テ マ	場 所
1	5月20日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●若者の消費者トラブル ~成年年齢引き下げでどう変わる~ 講師：日本司法支援センター(法テラス) 理事長 板東 久美子	きらめき プラザ3F 301会議室
2	9月16日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●災害におけるお金の備え ~支援制度や保険の知識を学ぼう~ 講師：岡山県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 佐藤 香名	
3	11月18日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●知っていますか?黄ニラの魅力 ~おかやまブランド野菜は、ばっけえで~ 講師：岡山県生物科学研究所 所長 畑中 唯史	

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※参加費無料。来場には公共交通機関を利用し、マスクの着用など感染対策にご協力ください。定員100名先着順です。  
日時、講師、会場等が変更となる場合や新型コロナウィルスの感染状況によっては中止になる場合があります。